

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

証 拠 説 明 書 (6)

令和5年4月14日

東京地方裁判所 民事第34部甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 田 剛 

弁護士 鄭 一 志 

弁護士 河 村 尚 

弁護士 我 妻 崇 明 

弁護士 山 城 在 生 

弁護士 三 木 隼 輝 

原告ら訴訟復代理人

弁護士 坂 井 萌 

上記当事者間の頭書事件における原告ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原告らが既に提出した書面において定義した語句は、本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
甲 1 5 2	DVD-R	写し	令和 5 年 3 月 2 4 日	訴外 ██████████	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告会社従業員である訴外 ██████████ が令和 2 年 3 月 2 6 日に東京地方検察庁所属 ██████████ 検事から取調べを受けた内容及び訴外 ██████████ の供述内容</li> <li>・訴外 ██████████ が同取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器の内部で熱風が行き届かないため温度が上がりづらい箇所が存在すると供述していたこと</li> <li>・訴外 ██████████ がたとえ熱風が菌にあたったとしても、菌が粉体であって菌の内部に熱風が達しなければ菌を殺すことができない旨供述していたこと</li> <li>・ ██████████ 検事が原告会社の噴霧乾燥器内部の温度の上がりにくい箇所について、再度実験する必要を認めていたこと</li> </ul>
甲 1 5 3	録音反訳報告書	原本	令和 5 年 3 月 2 2 日	弁護士坂井 萌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲 1 5 2 の録音を反訳したもの</li> <li>・原告会社従業員である訴外 ██████████ が令和 2 年 3 月 2 6 日に東京地方検察庁所属 ██████████ 検事から取調べを受けた内容及び訴外 ██████████ の供述内容</li> <li>・訴外 ██████████ が同取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器の内部で熱風が行き届か</li> </ul>

					<p>ないため温度が上がりづらい箇所が存在すると供述していたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訴外[ ]がたとえ熱風が菌にあたったとしても、菌が粉体であって菌の内部に熱風が達しなければ菌を殺すことができない旨供述していたこと</li> <li>・[ ]検事が原告会社の噴霧乾燥器内部の温度の上がりにくい箇所について、再度実験する必要を認めていたこと</li> </ul>
甲154	DVD-R	写し	令和5年3月24日	訴外[ ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告会社従業員である訴外[ ]が令和2年3月27日に東京地方裁判所[ ]検事から取調べを受けた内容及び訴外[ ]の供述内容</li> <li>・訴外[ ]が同取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器内部の点検口などの箇所は直接接触れるほど温度が上がりにくいと供述していたこと</li> </ul>
甲155	録音反訳報告書	原本	令和5年3月22日	弁護士坂井萌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲154の録音を反訳したもの</li> <li>・原告会社従業員である訴外[ ]が令和2年3月27日に東京地方裁判所[ ]検事から取調べを受けた内容及び訴外[ ]の供述内容</li> <li>・訴外[ ]が同取調べにおいて、原告会社の噴霧乾燥器内部の点検口などの箇所は直接接触れるほど温度が上がりにくいと供述していたこと</li> </ul>
甲156	第十八改正日本薬局方・参考情報(抜粋)	写し	令和3年6月7日	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第十八改正日本薬局方・参考情報のうち、2501頁及び2603頁ないし2610頁に記載の内容</li> <li>・「参考情報」は、医薬品の</li> </ul>

					<p>品質確保の上で必要な参考事項及び参考となる試験法を記載し、日本薬局方に付したものであること（2501頁）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬局方において、「消毒法」とは、「一般的には、病原菌など有害な微生物を除去、死滅、無害化すること」と整理されており、化学薬剤を用いて行うもののみが定められていること。また、乾熱殺菌ないし乾熱消毒なる処理法は定められていないこと。（2603頁～2605頁）。</li> <li>・日本薬局方において、乾熱滅菌法における指標菌としてパチルス・アトロファエウス（芽胞菌の一種）が定められていること（2609頁）。</li> </ul>
甲157	当事者照会書	写し	令和5年 1月30日	弁護士高田剛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原告ら訴訟代理人が被告東京都に対し、警視庁公安部と経済産業省及びCISTECとの間の打合せにかかる各捜査メモにつき聴取日及び聴取者である司法警察職員の氏名を照会したこと。</li> </ul>
甲158	回答書	写し	令和5年 2月10日	被告東京都 指定代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲157の当事者照会に対する被告東京都の回答</li> <li>・警視庁公安部が経済産業省及びCISTECから聴取を行った日及び担当司法警察職員の氏名</li> </ul>

以上